



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月26日

中山町長 佐藤 俊 晴



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中山町全域

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

平成31年3月18日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	82 経営体
集落営農（任意組織）	2 経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

地域内における農業後継者を段階的に育成していくことが大前提であり、将来的にも地域農業が発展できるよう農業者のみならず住民を含めた話し合いの場をつくっていくことが重要となる。

特に経営転換する農家や農業を離れる農家からの農地移動については、効率利用を可能とする計画的な農地流動化を進め、農地集積と分散錯圃の解消による土地利用の効率化を図る必要がある。

また、地域の担い手であっても、拡大・横這い・縮小・離農と置かれている現

状が違い、担い手農家以外でも状況が変化している。水田に限らず全ての農地が有効に活用され、地域の全ての農業者が連携をより一層深め、貴重な地域農地の保全に努めていく。

なお、乾燥機への近所の苦情が出るなど、地域との関わり方についても配慮が必要となっているケースがあり、ミニライスセンターの導入等、必要な措置を検討する。